

災害復旧における入札契約方式の 適用ガイドライン

平成30年 7月作成

平成31年 4月改訂

令和 2年 4月改訂

令和 2年 6月改訂

令和 3年 4月改訂

令和 5年 4月改訂

令和 6年 4月改訂

令和 6年 6月改訂

愛媛県

目 次

1. 入札契約方式選定の基本的考え方	1
1-1 発注者の果たすべき役割	3
1-2 入札契約方式選定の基本的考え方	4
1-2-1 隨意契約	5
1-2-2 指名競争入札	7
1-3 発注機関において配慮すべき事項	8
2. 他の発注者との連携等	12
3. 入札・契約制度における検討すべき措置等	12
3-1 確実な施工確保、不調・不落対策	12
3-2 発注関係事務の効率化	13
3-3 担い手の確保	13
3-4 早期の災害復旧に向けた取組み	14

1. 入札契約方式選定の基本的考え方

愛媛県が発注する工事においては、競争性や公正性の確保の観点等から、「地方自治法」上の原則である一般競争入札を原則的に適用するとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)の趣旨を踏まえ、総合評価落札方式を導入している。ただし、設計金額や工事の内容によっては、指名競争入札や随意契約を適用している。表1-1にその概要を示す。

表1-1 入札契約方式の概要（土木一式工事の場合）

発注	格付け	入札方式	総合評価 落札方式	低入対策
予定価格 27.2億円	本 庁 発 注	通常型 一般競争入札 (WTO対象工事)	標準型 (基礎点100点) + (加算点20点)	
設計金額 5億円	S 等級		施工計画型 (基礎点80点) + (施工体制確認点20点) + (加算点20点)	
2億円				
1億円	地 方 方 局	A 等級 入札後審査型 一般競争入札	実績確認型 (基礎点80点) + (施工体制確認点20点) + (加算点10点)	低入札価格 調査制度
5千万円				
3千万円	B 等級	1億円未満の 災害復旧工事 及び3千万円 未満の防災対 策工事につい ては、指名競 争入札を適用	簡易実績型 (基礎点80点) + (施工体制確認点20点) + (加算点10点)	指名競争入 札を採用す る場合は、 最低制限価 格制度を採 用
1千万円	C 等級			
	D 等級	指名競争入札		最低制限 価格制度

また、愛媛県が発注する工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「業務」という。）においては、指名競争入札を適用している。表1-2にその概要を示す。

表1-2 入札契約方式の概要（業務の場合）

(令和6年度)		
発注	入札契約方式	低入札対策
本庁発注 設計金額 1億円	指名競争入札	低入札価格 調査制度
地方局発注 設計金額 5百万円		最低制限 価格制度

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額は予定価格2.7億円

しかしながら、例えば災害復旧工事を発注する場合、国をはじめ各発注者は、指名競争入札や随意契約を積極的に適用するとともに、現地の状況に応じた措置を講じたうえで、平常時とは異なる入札契約方式を適切に選択することにより、早期の復旧に努めている。

また、国土交通省では、平成29年7月に、迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争入札方式等の適用の考え方や手続きに当たっての留意点や工夫等をまとめた「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を作成し、情報共有を図っている。

本県においても、近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震など大規模災害に備え、発災時に早期の復旧に取りかかれるよう、予め入札契約方式選定の基本的考え方を共有しておく必要がある。

本ガイドラインは、災害復旧に当たっての入札契約方式選定についての基本的な考え方等を整理したものであり、愛媛県が発注する災害復旧工事及び災害復旧工事に関する業務においては、関係法令等に則るとともに、本ガイドラインの基本的考え方に基づき、適切な入札契約方式の適用等発注関係事務を行うこととする。

なお、本ガイドラインの対象としては、「県災害対策本部」が設置された災害に係る災害復旧工事及び災害復旧工事に関する業務を想定しているが、その他の災害にあっても、緊急度等を鑑み、適宜、本ガイドラインの活用を検討する。

1-1 発注者の果たすべき役割

災害復旧においても、発注者は、関係する法令等に則り、その役割を果たしていく必要がある。

まず、公共工事の発注者として、公共工事の品質確保に関する基本理念や国や県等の責務等を定めた品確法に則ることとなる。品確法では、発注者の責務として、現在及び将来にわたる公共工事の品質確保の観点から、予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準価格等の設定、適切な工期の設定や適切な設計変更の実施などの措置を講じることを規定している。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、基本となるべき事項として、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進などを規定している。

さらに、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図る「災害対策基本法」では、基本理念として、被害の最小化及びその迅速な回復、国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保等を規定している。

発注者には、これら法令の趣旨を十分に踏まえた対応が求められるが、災害復旧に当たっては、特に、地域の建設業者が、災害対応、除雪といった「地域の守り手」として重要な役割を担っていることを踏まえる必要があり、品確法においても、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質を確保する担い手の育成・確保への配慮が求められている。このため、災害復旧工事の発注に当たっては、必要に応じて、分離分割発注や地域に精通する業者の積極的な活用等の措置を適切に講じる必要がある。

1-2 入札契約方式選定の基本的考え方

入札契約方式は、県の関係規定に基づき、事業プロセスの中で、必要な要素（契約方式、入札参加者の設定方法、落札者の選定方法等）を適切に選択し、組み合わせて適用することが重要である。

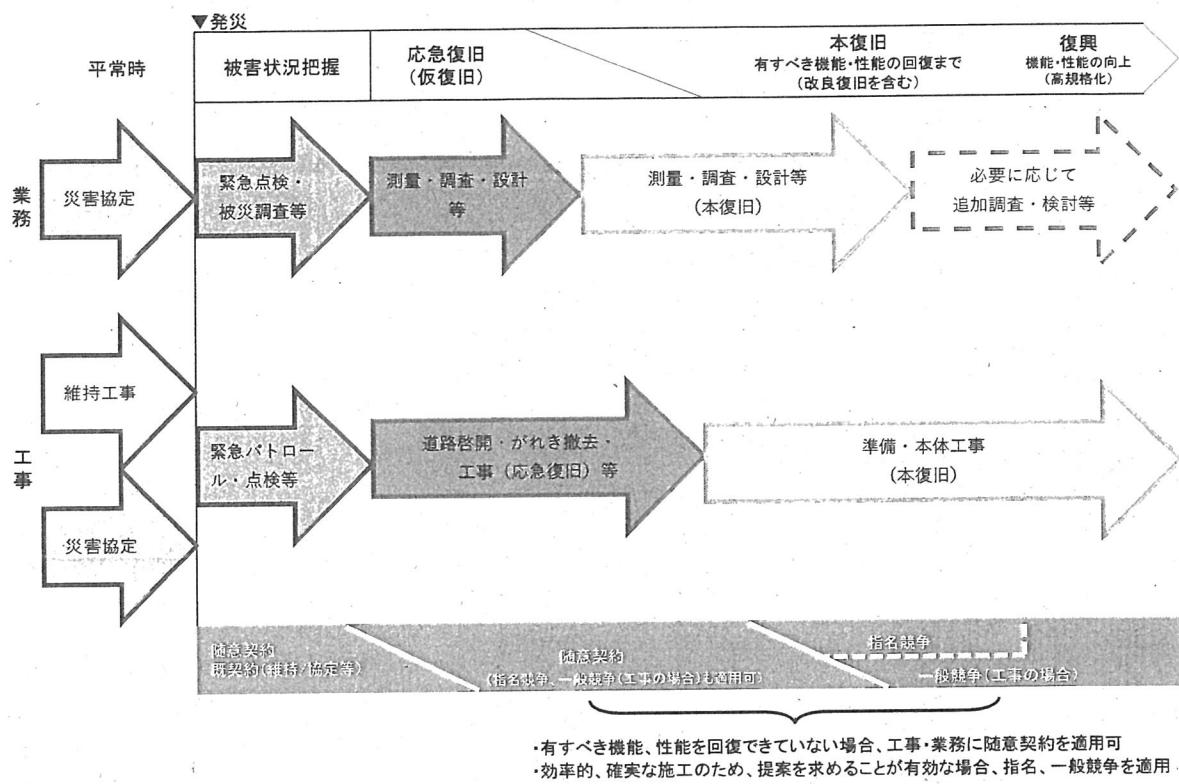
災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。また、その上で透明性、公平性の確保に努めることが必要である。

以上を踏まえ、災害復旧工事における入札契約方式の適用に当たっては、工事の緊急性や実施する業者の体制等を勘案し、随意契約の適用を検討することとし、契約相手の選定に当たっては、協定締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約相手が選定できるように努めるとともに、書面での契約を行う。

表1-3 に、災害時における入札契約方式の選定の基本的な考え方を示す。災害復旧・復興事業は、災害が発生してから復興に至るまで、一般に、1) 被害状況把握、2) 応急復旧（仮復旧）、3) 本復旧、4) 復興の事業プロセスがある。発災直後の被害状況把握、応急復旧は、緊急性が高く、随意契約や、既契約の維持工事等を活用して速やかな実施が必要となる。また、本復旧段階において、構造物が有すべき機能・性能を回復していない場合、通常であれば被害を生じない程度の降雨や余震に対しても十分な警戒（避難や通行制限等）が必要となり、社会経済、住民生活に大きな制約が生じる。そのため、本復旧段階であっても、被害の最小化や社会経済、住民生活の回復等の至急の原状復帰の観点から、随意契約の適用が必要となる場合がある。

なお、適用に当たっては、事前に総務部総務管理局行政経営課へ協議を行うこととする。

表1-3 災害復旧における入札契約方式の適用の考え方



※応急復旧：緊急的に機能回復を図る工事

本復旧：被災した施設を原形に復旧する工事、又は再度災害を防止する工事

1-2-1 隨意契約

(1) 工事

発災直後から一定の間に對応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等の緊急性が高い災害復旧に関する工事等については、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の原状復帰の観点から、まずは「年間維持契約」を締結している業者（以下「年間維持業者」という。）による対応が可能かどうか検討する。そのうえで、年間維持業者が対応できない応急復旧工事については、随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2）を選択するよう努める。表1-4に随意契約を適用できる工事の例を示す。ただし、大規模災害における応急対策業務に関する協定（以下「災害協定」という。）に基づき、県から業界団体に対し協力要請を行った場合にあっては、災害協定に基づく応急対策業務の実施が優先される。

なお、この際には、迅速な契約や受注者へ前払金の支払いを行うため、「大規模

災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」に基づき、暫定契約を活用する。

また、災害復旧工事のうち、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧工事についても、「随意契約」を選択するよう努める。

契約の相手方の選定に当たっては、被災地における維持工事等の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

表1-4 随意契約を適用できる工事の例

分類	工事
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路（仮橋含む）の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧等

【地方自治法施行令（抜粋）】

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

五 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。

(2) 業務

緊急点検、災害状況調査、航空測量等、発災後の状況把握や、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧等の緊急性が高い災害復旧に関する工事等に係る業務は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の原状復帰の観点から、随意契約（地方自治法施行令第167条の2）を選択するよう努める。表1-5に随意契約を適用できる業務の例を示す。

ただし、災害協定に基づき、県から業界団体に対し協力要請を行った場合にあっては、災害協定に基づく応急対策業務の実施が優先される。

契約の相手方の選定に当たっては、災害地における業務の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での業務実績等を勘案し、早期かつ確実な業務の履行の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、履行体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

表1-5 隨意契約を適用できる業務の例

分類	測量・調査・設計等業務
被害状況把握	緊急点検、災害状況調査、航空測量、観測機器設置等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路（仮橋含む）の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等に係る業務
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧等に係る測量・調査・設計等業務

(3) 適用に当たっての留意点

- 発注者と特定の業者との間に発生する特殊な関係をもって、単純に適用される可能性や、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われてしまうことが懸念されることに留意する。
- 契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、発注する工事・業務ごとに技術の特殊性、経済合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断する必要があることに留意する。
- 暫定契約を行う場合、当初の予定価格調書の作成、見積書、契約保証及び工程表など省略できるが、変更契約時には必要となることに留意する。

1-2-2 指名競争入札

(1) 工事及び業務

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事（業務）の施工（業務）実績、手持ち工事（業務）の状況、応急復旧工事の施工（業務）実績等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。そ

の際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

(2) 適用に当たっての留意点

- 災害復旧工事のうち、設計金額1億円未満の工事については、「指名競争入札」(地方自治法施行令第167条第2号)を適用する。
(設計金額1億円以上については、簡易型総合評価落札方式(実績確認型)を適用)
- 規則第144条第1項の規定により、指名業者の数は3社以上とする。
- 指名を行う際は、有資格業者の中から、確実な履行が期待できる業者を指名する。また、その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないような配慮が必要である。
- 指名要領で定める指名基準の運用10(2)については十分に尊重すること

【指名基準の運用10(2)(抜粋)】

事項	運用
10 地域防災力の維持向上	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該工事が災害復旧工事及び防災対策工事の場合においては、以下の事項についても十分尊重すること。</p> <ul style="list-style-type: none">① 本店の所在地が当該施工箇所に隣接しているなど地域の実情に精通するとともに、相当の施工体制を有し迅速で安全な施工を行うことが可能と認められること。② 建設業BCPの認定を受け大規模災害発生時に事業継続できる体制を確保していること。③ 掘削系建設機械等を保有し、災害発生時に速やかに応急復旧に着手できる体制を確保していること。

【地方自治法施行令(抜粋)】

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によるができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

1-3 発注機関において配慮すべき事項

被災の状況や地域の実情に応じて、災害復旧工事及び災害復旧工事に関する業務の迅速な事業執行を図る観点から、発注関係事務に関して、各発注機関において配慮可能な事項については、各発注機関が主体的に取り組む必要がある。以下に配慮

すべき事項の概要を整理する。

(1) 工事発注ロットの拡大 [対象：全ての入札契約方式]

災害発生時には、早期復旧の観点から、事務負担を軽減させつつ、地域に精通した業者を活用することが必要となる。また、大規模災害発生時には、数多くの被災箇所が発生し、発注すべき工事量に対して、対応可能な業者が不足するといった事態も想定される。

今後の工事の見通しや施工能力のある業者の受注状況等も踏まえ、現場主導の事業執行の迅速性を向上させるため、必要に応じて、合冊入札を増やすなど工事発注ロットを拡大する。

(2) 見積期間の短縮 [対象：全ての入札契約方式]

発注に当たっては、建設業法第20条第3項、同法施行令第6条第1項及び規則第132条第1項の規定により、随意契約にあっては契約締結以前に、また、競争入札にあっては入札までに、次に掲げる見積期間を設けなければならないこととされている。

区分		見積期間
工事	①予定価格5,000万円以上	15日以上
	②予定価格500万円以上5,000万円未満	10日以上
	③予定価格500万円未満	1日以上
	④業務	10日以上

ただし、やむを得ない事情があるときは、①②④の期間は、5日以内に限り短縮することができることとされている。この規定を踏まえ、急施を要する場合においては、工事及び業務の内容を踏まえた適切な見積期間を設定する。

(3) 紙入札の実施 [対象：指名競争入札・一般競争入札]

大規模災害発生時には、各発注機関及び業者において電気・通信等が使用できなくなり、「えひめ電子入札共同システム」等発注関係事務の実施に必要なシステムが利用できないことも想定される。

こうした場合であっても、発注関係事務が実施できるよう、予め紙入札の実施について想定して、入札手順や必要書類の確認をしておく。

(4) 既存工事の中止要請 [対象：全ての工事]

災害復旧では、特定の地域において事業量が急増した場合、既存工事と新規に発注する復旧工事の工期が重なり、被災地域で施工可能な工事量を超える事態も想定

される。復旧工事を優先的に発注・施工するため、被災地域における全工事及び業者の状況、被災状況や地域の実情等を踏まえて、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い復旧工事と施工中・施工予定の工事について、いずれの施工を優先すべきか検討する必要がある。各発注機関において、前者を優先すべきと判断した場合、施工予定工事については入札中止等、契約済案件については工事の一時中止等、適宜、受注者に要請を行うこととする。工事の一時中止に伴う増加費用等の負担が生じる場合は、県の「土木工事標準積算基準書」により対応する。

なお、被災地域の建設業者に対して中止要請等を行う場合は、業者の運転資金が枯渇しないよう配慮し、既存工事の前払金や請負代金について早期の支払を検討する必要がある。業者の状況や工事場所の被災状況等によって工事再開の目途が立たない場合は、必要に応じて部分払または打切精算による対応を検討する。

(5) 入札参加者の設定方法【対象：全ての工事】

入札参加者の設定方法は、「愛媛県競争参加資格審査会要綱」、「地方局業者選定等審査会要綱（準則）」及び「地方機関業者選定等検討委員会要綱（準則）」（以下「選定要綱」という。）に基づき審査を行う。令和4年5月に選定要綱を改正し、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第146条第1項第4号の復旧工事に係るものについては、審査の適用除外としたことから、「県災害対策本部」が設置される大規模災害が発生し、早急な対応が必要な場合について、適切に制度を運用すること。

なお、平成30年7月豪雨災害（以下「7月豪雨災害」という。）時は次の通り対応した。

【7月豪雨災害時の対応】

選定要綱上、本局・支局外に設置される地方機関検討委員会では、設計金額5千万円未満の工事の審査権限しか認めていないが、選定要綱第7条に、急施を要する工事の業者選定等は選定要綱によらないで行うことができる例外措置が規定されていることから、設計金額1億円未満の7月豪雨災害に係る災害復旧工事においては、指名競争入札による実施が認められた場合に限り、例外的に本局・支局外に設置される地方機関検討委員会での審査を認めた。

なお、設計金額1億円以上の工事については、実績確認型による実施が認められた場合であっても、従来通り本局の審査会に諮った。

【愛媛県競争参加資格審査会要綱（抜粋）】

第2 職務

審査会は、別に定める事項を除くほか、次に掲げる事項（第1号から第3号までに掲げる事項にあっては、地方局長の権限に属するものを除く。）について審査を行う。

(1) 1件の設計金額が1,000万円（農林水産部及び土木部以外の発注にあっては、5億円）以上の建設工事の一般競争入札に係る入札参加資格（総合評価落札方式により落札者を決定する入札に係る評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準を含む。以下同じ。）の設定又は指名競争入札等（指名競争入札又は随意契約（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第146条第1項第4号の復旧工事に係るもの及び第147条第1項ただし書の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る業者の選定

【地方局業者選定等審査会要綱（準則）】

第2条 省略

(1) 1件の設計金額が1億円以上5億円未満の建設工事の一般競争入札に係る入札参加資格（総合評価落札方式により落札者を決定する入札に係る評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準を含む。以下同じ。）の設定又は指名競争入札等（指名競争入札又は随意契約（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第146条第1項第4号の復旧工事に係るもの及び第147条第1項ただし書の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る業者の選定

【地方機関業者選定等検討委員会要綱（準則）】

【本局又は支局に設置する地方機関検討委員会の場合】

第2条 地方機関検討委員会は、地方局長の権限に属するもののうち、次の事項（第1号及び第3号に掲げる事項にあっては、地方局長以外の者でもって決定することができるものに限る。）を処理する。

(1) 1件の設計金額が1億円未満の建設工事の一般競争入札に係る入札参加資格（総合評価落札方式により落札者を決定する入札に係る評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札を決定するための基準を含む。以下同じ。）の設定又は指名競争入札等（指名競争入札又は随意契約（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第146条第1項第4号の復旧工事に係るもの及び第147条第1項ただし書の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る業者の選定の審査

【その他の地方機関検討委員会の場合】

第2条 地方機関検討委員会は、地方局長の権限に属するもののうち、次の事項（地方局長以外の者でもって決定することができるものに限る。）を処理する。

(1) 1件の設計金額が5,000万円未満の建設工事の一般競争入札に係る入札参加資格（総合評価落札方式により落札者を決定する入札に係る評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札を決定するための基準を含む。以下同じ。）の設定又は指名競争入札等（指名競争入札又は随意契約（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第146条第1項第4号の復旧工事に係るもの及び第147条第1項ただし書の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る業者の選定の審査

2. 他の発注者との連携等

本ガイドラインは愛媛県が管理する公共土木施設に係る復旧を対象として取りまとめたものであるが、災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に地域全体で生じるものである。このため、その被害からの復旧にあたっても地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組むことが重要と考えられる。

加えて、復旧の担い手となる地元業者等による円滑な施工確保対策についても、特定の発注者のみが措置を講じるのではなく、被災地域全体として取り組むことが不可欠である。

東日本大震災や熊本地震では、地方公共団体を含む発注機関と事業者団体が参加する「復興加速化会議」及び「熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議」が国により設置され、地域単位での発注見通しの統合・公表等の連携が図られている。本県においても、平成30年7月豪雨災害では「南予3市執行促進会議」を設置し、執行計画を策定・管理するなどして早期復興を図った。

大規模災害時には、地域の状況を踏まえながら、適宜、他の発注機関や事業者団体と連携のうえ、情報共有や対応策を協議する場を設置するなどして、円滑な施工確保を図ることとする。

また、応急復旧工事及び緊急性度が極めて高い復旧工事の発注が集中し、地元業者による施工が困難な場合は、事業団体を通じて、土木部が被災地域に隣接する地域の業者等へ応援を要請し、早期の復旧を図ることも検討する必要がある。

加えて、発注の集中に伴い技術職員が不足した場合は、東日本大震災及び熊本地震等で、宮城県、福島県及び熊本県等が他県等へ職員の派遣を要請し、協定を締結したうえで技術職員を受け入れている例にならい、本県においても他県等に対して、適宜、地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣要請を検討する。

3. 入札・契約制度における検討すべき措置等

被災の状況や地域の実情に応じて、災害復旧工事及び災害復旧工事に関する業務の早期執行、発注関係事務の負担軽減、災害復旧を支える担い手確保等の観点から、今後、入札・契約制度において必要と考えられる措置について導入の可否を検討する必要がある。以下に目的別の検討事項の概要を整理し、7月豪雨災害発生後に実施した措置及び未実施ではあるが効果の期待できる措置を併記する。

3-1 確実な施工確保、不調・不落対策

(1) 実態を踏まえた積算の導入【対象：全入札、一部実施】

災害復旧による急激な事業量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じることに伴い、業者が入札への参加を敬遠し、不調・不落が

発生することがある。

不調・不落が続いて災害復旧が予定から大幅に遅れる場合は、国や市町等公共工事の入札実態を踏まえ、市場の変化を的確に把握したうえで、災害復旧工事及び災害復旧工事に関する業務に限定して係数や歩掛を設定することも検討する。

(2) 総合工程表の導入〔実施〕

災害復旧工事においては、他の発注機関や事業者団体の事業量が増加すると想定されるため、業者の手持ち工事量を把握して適切な進捗管理を行うことを検討する。各発注機関において地域企業の実情を把握することにより、発注時期や発注ロットの設定、指名業者の選定等を迅速かつ適切に行うことができ、ひいては早期の災害復旧につながるものとなる。

3-2 発注関係事務の効率化

(1) 一括審査方式の導入〔対象：一般競争入札（工事）、未実施〕

国土交通省では、一般競争入札の適用に当たり、施工地域が近接し、工事の内容等が同種であるなど、競争参加資格や総合評価落札方式の評価項目等を共通化できる複数工事を同時に公告し、技術審査・評価を一括して実施する、一括審査方式を活用している。

発注者・入札参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点から、一括審査方式の導入について検討する。

3-3 担い手の確保

(1) 共同企業体等の活用（工事）〔実施〕

災害復旧では、特定の地域において事業量が急増した場合、被災地域に所在する業者のみでは全ての災害復旧工事を担うことが困難となることが想定されることから、被災地域の建設業者と被災地域外の建設業者が共同企業体を結成して、災害復旧工事を行うための共同企業制度を活用することも検討する。

なお、本県では事業環境の悪化や担い手不足等により地域の業者が減少し、将来的に施工困難となる地域が生じることが懸念されるため、工事施工の採算性向上を図りながら、将来にわたって持続的に地域の維持管理等が行われるよう、「地域維持型契約方式」を一部の地域で採用している。この契約方式では、「愛媛県地域維持型契約方式実施要領」に基づき年間維持工事を対象として行っており、事業協同組合や地域維持型建設共同企業体の参加を前提としているため、地元の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより実施体制の安定確保ができている。

(2) 技術者要件等の緩和 [対象：全入札、一部実施]

災害復旧では、特定の地域において事業量が急増した場合、技術者等の不足により、被災地域に所在する業者のみでは全ての災害復旧工事等を担うことが困難となることが想定されることから、今後、建設業法等関係規定に則りつつ、適切な施工管理（業務管理）の確保にも配慮しながら、技術者及び現場代理人の要件等の緩和について検討する。

3-4 早期の災害復旧に向けた取組み

(1) 設計・施工一括発注方式等の検討 [未実施]

設計・施工一括発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工と一緒にして発注する方式であり、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計や、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が図られ、ひいては早期の災害復旧につながるものである。

他県等の事例を参考として、災害の規模や発注体制等を勘案し、災害時には、設計・施工一括発注方式等を活用できるような制度設計を検討する。